

総合企画委員会資料	
平成25年8月6日	
担当課	企画調整課 保健医療福祉連携課 中心市街地整備課

## 本市における看護師等養成所誘致の取組について ～（仮称）鳥取市医療看護専門学校の誘致～

### 1 概要

鳥取県東部の病院では、看護師の不足を背景に、ときに病棟閉鎖や集約を余儀なくされ、病院の運営が困難となっている状況があります。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの病院の機能を維持する上でなくてはならない人材の絶対数が不足しており、各病院では、これらの人材確保に市外・県外を奔走している状況があります。

こうした中で、近い将来、地域医療の崩壊につながりかねないとの危機感を背景に、平成24年2月定例会市議会総務企画委員会において、県東部14病院からなる「鳥取県病院協会東部支部」から提出された看護師不足の抜本的対策となる看護・医療専門学校誘致を要請する陳情が、全会一致で採択されました。

本市としても、看護師等の確保は、これからの地域医療を守ることはもとより、若者定住、雇用対策、地域活性化の観点からも大変重要な問題であり、看護師等養成所誘致の取組を積極的に進めています。

本年4月28日には、看護・医療・福祉系の専門学校の運営で優れたノウハウと実績を有する学校法人大阪滋慶学園（学校設置者）と（仮称）鳥取市医療看護専門学校の設置に関する基本協定書を締結しました。現在、鳥取駅北口（県有地）を設置候補地として県との協議を進めています。

駅周辺への看護・医療専門学校の設置は、①次代の地域医療を担う若者を地域で育成することができるだけでなく、②駅周辺を拠点とした看護・医療学生の公衆衛生（感染症対策、予防接種等）、介護予防、生活習慣病予防などの地域貢献活動が期待できるとともに、③交通アクセスの良さを活かして、各地域へのボランティア活動の展開が容易となります。また、これらの活動を、④近接の市の担当部局（中央保健センター、中央地域包括支援センター等）と連携しながら、効果的に実施することが可能となります。

引き続き、看護師等の慢性的不足を解消するとともに、若者定住による地域活力の創造を目指して取り組みを進めてまいりますので、皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

## 2 本市におけるこれまでの取組

年月	内容
<b>H24. 2月定例市議会</b>	<b>鳥取県病院協会東部支部より、看護・医療専門学校誘致についての陳情（全会一致で採択）</b>
H24. 6/8	6月市議会提案説明で看護師等確保対策検討開始を市長が表明
H24. 7/3	第1回看護師等養成機関の新たな設置検討会の開催
H24. 7/27	第2回看護師等養成機関の新たな設置検討会の開催
<b>H24. 8/29</b>	<b>第3回看護師等養成機関の新たな設置検討会の開催</b> ・「提言書（案）」のまとめ《民間事業者による鳥取市内への3年制以上の看護師養成機関の新たな設置を要望。1学年80人程度が妥当》
H24. 8/30	検討会下田会長より、市長へ提言書の提出
H24. 9/24	第1回看護師等養成所設置準備委員会の開催
H24. 10/11	進出法人の公募開始（11/16公募締め切り）
H24. 11/30	第2回看護師等養成所設置準備委員会の開催
H24. 12/6	市議会において「看護師等養成所の誘致に係る決議」（県東部4町議会においても12月議会で同様の決議）
H24. 12/20	第3回看護師等養成所設置準備委員会の開催 ・優先的交渉法人の選考方法（評価項目、配点等）について協議 ・看護師等養成所の設置に係る優先的交渉法人の選考 ⇒交渉法人を1法人に絞り込み《学校法人大阪滋慶学園》
H25. 1月～	市長と法人理事長との協議（1/12、2/21）
H25. 3/13	法人理事会において、鳥取市への進出の意向が確認される。
H25. 3/25	第4回看護師等養成所設置準備委員会の開催
<b>H25. 4/28</b>	<b>学校法人大阪滋慶学園と（仮称）鳥取市医療看護専門学校の設置に関する基本協定書を調印</b>

## 3 今後の予定（目標）

H26年夏	建物完成、オープンキャンパス開始
H26年秋以降	学生募集
H27. 4/1	学校開学

# 学校法人 大阪滋慶学園の概要

学校法人大阪滋慶学園  
理事長 浮舟 邦彦  
常務理事 橋本 勝信

所在地	〒532-0003 大阪府大阪市淀川区宮原1-2-8
電話番号	06-6150-1301
FAX番号	06-6150-1305
URL	<a href="http://osaka.jikeigroup.net/">http://osaka.jikeigroup.net/</a>

## 1 大阪滋慶学園の建学の理念

**MISSION** 私たちの教育使命は、高等職業人教育を通じて社会に貢献する。

**VISION** 私たちの教育理念は、実学教育・人間教育・国際教育である。

## 2 大阪滋慶学園の沿革 (平成25年年5月1日現在)

1978年 4月	● 大阪薬学専門学院設立
1979年 3月	● 大阪府知事認可により財団法人大阪医療技術学園を設立
1883年 4月	● 大阪医療技術学園専門学校開校
1987年 3月	● 大阪府知事認可により学校法人大阪滋慶学園(準学校法人)設立
1987年 4月	● 大阪ハイテクノロジー専門学校を開校
1997年 4月	● 大阪保健福祉専門学校を開校
2002年 4月	● 大阪医療福祉専門学校を開校
2009年 3月	● 大阪医療技術学園専門学校を財団法人大阪医療技術学園から学校法人大阪滋慶学園に併合(学校の設置者変更)
2010年 4月	● 大阪医療看護専門学校を開校
2010年10月	● 文部科学省認可により、準学校法人から「学校法人」へと組織変更 ● 滋慶医療科学大学院大学の設置認可
2011年 4月	● 滋慶医療科学大学院大学(医療管理学研究科医療安全管理学専攻)を開学
2013年 4月	● 出雲医療看護専門学校を開校

学生数 (本科のみ)	卒業生総数	教職員数
4, 142 名	30, 070 名	332 名

### 3

## 大阪滋慶学園設置学校・学科（平成25年4月現在）

学校名称	学科名称	定員
滋慶医療科学大学院大学	医療管理学研究科	24
大阪医療技術学園専門学校	臨床検査技師科	80
	業業科(昼)	40
	業業科(夜)	40
	医療秘書・情報学科	60
	鍼灸師学科(昼)	30
	鍼灸健康美容学科	30
	鍼灸師学科(夜)	30
	言語聴覚士学科(昼)	40
	言語聴覚士学科(昼夜)	40
	東洋医療技術教員養成学科	20
大阪ハイテクノロジー専門学校	医療心理科	40
	専攻科	20
	バイオサイエンス学科	40
	スポーツ科学科	40
	ロボット学科	40
	日本語学科	60
	臨床工学技士科(昼)	80
臨床工学技士科(夜)	40	
臨床工学技士専攻科	80	
柔道整復師学科(昼)	30	
柔道整復スポーツ学科	30	
柔道整復師学科(夜)	60	
鍼灸スポーツ学科	60	
専攻科	20	

学校名称	学科名称	定員
大阪保健福祉専門学校	看護学科	80
	介護福祉科(I部)	80
	介護福祉科(II部)	40
	社会福祉科	65
	医療秘書・情報科	40
	保健保育科	80
	精神保健福祉科	60
	社会福祉専攻科	60
	専攻科	30
	別科通信教育科	30
大阪医療福祉専門学校	理学療法士学科(昼)	40
	作業療法士学科(昼)	40
	視能訓練士学科(昼1年)	50
	視能訓練士学科(昼3年)	35
	言語聴覚士学科	30
	診療情報管理士学科	40
	理学療法士学科(夜)	40
作業療法士学科(夜)	40	
大阪医療看護専門学校	看護学科	40
出雲医療看護専門学校	看護学科	80
	理学療法士学科	40
	臨床工学技士学科	40
	言語聴覚士学科	40

### 4

## 公私連携による学校設置・運営

### 出雲医療看護専門学校

	学科名	修業年限	定員
1	看護学科	3年	80名
2	理学療法士学科	3年	40名
3	臨床工学技士学科	3年	40名
4	言語聴覚士学科(高卒以上卒業生対象)	3年	40名

平成25年4月に島根県出雲市との公私連携による、医療系専門学校を開校。

### 5

## (仮称)鳥取市医療看護専門学校概要(平成27年4月開校予定)

### 1. 設置学科及び学費一覧(構想中)

	学科名	修業年限	定員	入学金	授業料	実習費	設備費	初年度合計
1	看護学科	3年	80名	10	70	10	10	100
2	理学療法士学科	3年	40名	10	80	20	10	120
3	作業療法士学科	3年	40名	10	80	20	10	120
4	言語聴覚士学科※	2年	40名	10	80	20	10	120

※大卒対象

年間

年間

年間

(万円)

### 2. 建物概要(構想中)

敷地面積	約1,500㎡
延床面積	約6,500㎡
構造	6階建て鉄骨造
総事業費	約10億円

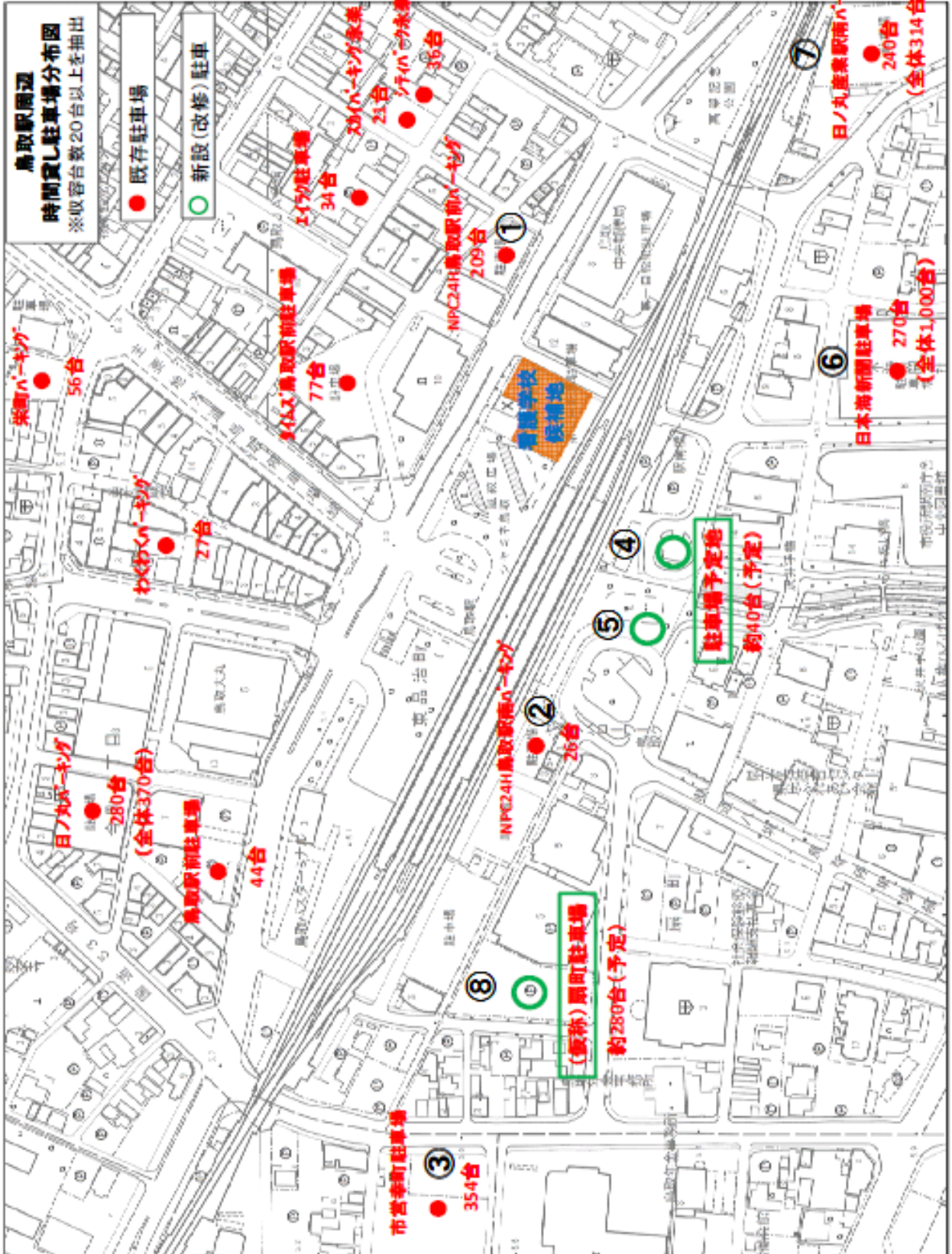
## (仮称) 鳥取市医療看護専門学校<sup>1</sup>の設置予定地について

### 1 学校設置予定地

区分	候補地
所在・地番	鳥取市東品治町103-2
敷地面積	1,742.77㎡ (敷地の一部に市道の拡幅計画があり、拡幅後の面積は約1,600㎡)
用途地域	商業地域
建ぺい率	100%
容積率	500%

### 2 学校設置予定地位置図





《参考1》看護・医療専門学校誘致についての陳情

件名	平成 24 年 陳 情 第 4 号 看護・医療専門学校誘致についての陳情
提出者の住所	鳥取市尚徳町117
提出者の氏名	鳥取県病院協会東部支部 会長 鳥取赤十字病院 院長 福島 明
受理年月日	平成 24 年 2 月 23 日
付託委員会	総務企画委員会
<p>(陳情趣旨) 看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士を養成する看護・医療専門学校を鳥取市に誘致して欲しい。</p> <p>(陳情理由) 鳥取県東部の病院では看護師が大幅に不足し、ときに病棟閉鎖や集約を余儀なくされ、病院の運営が困難となっている。これまで県を中心として看護師養成・確保にさまざまな施策が実施されてきたが、いまだ状況は改善されていない。県東部の看護師養成学校の定員は県西部や松江地区、出雲地区、さらには他地域と比較しても圧倒的に少ない。一方で公立の看護師養成学校を新規に設立するには、多額の経費がかかりその運営維持は困難をきわめる。さらに諸般の社会経済事情からもその設立は容易ではない。しかしながら今看護師不足は喫緊の課題であり、早急に対策を講じないと、近い将来地域医療の崩壊につながる可能性がある。</p> <p>理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は、地域の高齢者を支える上で、また病院の機能を維持する上でなくてはならない職種で、各病院ともその職員定数を増やしており、絶対数が不足している。各病院は国家資格を持つ専門職員の確保に東奔西走しているところである。現在県東部にその養成学校がなく、県西部や島根県さらには岡山県・関西圏の専門学校に依存している。</p> <p>そこで鳥取市に総合的な看護師・医療専門学校の誘致をお願いしたい。地域に看護師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等の総合医療専門学校が開設されることは地域の活性化に貢献するとともに若者の定住化にもつながる。市が率先して総合医療専門学校の誘致をされることをお願いする。</p>	

《参考2》鳥取市看護師等養成機関の新たな設置検討会委員名簿

No.	区分	所属・職名	氏名
1	鳥取県東部医師会（鳥取看護高等専修学校）	副会長	森 英俊
2	鳥取県立鳥取看護専門学校	副校長	尾崎 裕子
3	鳥取市内の一般病床100床以上の病院	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター病院長	《委員長》 下田 光太郎
4	鳥取市内の一般病床100床以上の病院	鳥取県立中央病院院長	日野 理彦
5	鳥取市内の一般病床100床以上の病院	鳥取生協病院院長	斎藤 基
6	鳥取市内の一般病床100床以上の病院	鳥取赤十字病院事務部長	原 豊
7	鳥取大学	医学部保健学科看護学専攻教授	深田 美香
8	鳥取県看護協会	会長	虎井 佐恵子
9	鳥取県	医療人材確保室長	谷 和敏
10	鳥取市立病院	病院事業管理者	田中 紀章
11	鳥取市	企画推進部長	《副委員長》 松下 稔彦
12	鳥取市	福祉保健部長	井上 隆芳
13	鳥取市	福祉保健部健康・子育て推進局保健医療福祉連携課参与	重政 千秋

《参考3》鳥取市看護師等養成所設置準備委員会委員名簿

No.	区分	所属・職名	氏名
1	鳥取市	副市長	《委員長》 深澤 義彦
2	看護師等養成機関の新たな設置検討会会長	独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター病院長	《副委員長》 下田 光太郎
3	鳥取県	福祉保健部健康医療局医療政策課医療人材確保室室長	谷 和敏
4	鳥取市立病院	病院事業管理者	田中 紀章
5	鳥取市	企画推進部長	松下 稔彦
6	鳥取市	福祉保健部長	井上 隆芳



看護師等養成機関の新たな設置について  
の提言書《抜粋》

3. 看護師等養成機関の新たな設置についての提言

本検討会は、看護師等養成機関の新たな設置について協議・検討した結果を次のとおり鳥取市長へ提言する。

(1) 看護師養成課程

民間事業者による鳥取市内への3年制以上の看護師養成機関の新たな設置を要望する。

定員数は、1学年80人程度が妥当と考える。

(2) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成課程

近年の医療・介護制度改革により、医療機関・介護保険事業者での理学療法士等の需要は増えており、現在も充足している状況とはいえない。

今後の需要見通し等を含めて考慮すると、看護師養成課程に併せて、これら医療専門職の養成課程を設置することは望ましいと考える。

(3) 設置時期

可能な限り早期の設置を目指すこと。

(4) 新たな看護師等養成機関の選定方法

上記要件を示したうえで、広く公募され、鳥取市をはじめとする県東部圏域の医療・福祉に貢献する人材をこの地域で教育していくという強い理念を持つ養成機関の選定を希望する。

また、将来的には大学を含む4年制への修業年限の変更等、より高度な教育カリキュラムの見直しに、充分対応が可能な養成機関が選定されることが望ましい。

(5) 関係機関との協力・連携

実習施設、実習指導者の確保については、鳥取県病院協会東部支部等の関係機関と選定された養成機関が協力・連携して、その確保に努めること。

(6) 行政の支援

新たな看護師等養成機関の設置に関し、鳥取県及び鳥取市は最大限の支援を行うものとする。

(7) その他

准看護師が看護師になるための養成課程（保健師助産師看護師学校養成所指定規則第4条第2項に規定される准看護師を教育する課程）の設置を求める意見があったことを申し添える。

看護職員実習指導者及び看護師養成所専任教員の養成に関しては、受講費用の補助や実習指導者講習会の県内開催など、受講しやすい対策の実施を求める。

奨学金など支援制度による学生確保対策の充実に希望する。